

五島市監査委員公表第18号

令和4年度財政援助団体等監査（財政援助団体）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年9月1日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

令和5年2月24日付け4五監第759号による令和4年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

なお、財政援助団体への指摘事項等については、所管部局より監査の結果について、報告及び指導を行ったうえで報告いただいた措置状況を併せて報告します。

記

第1 対象団体及び所管部局

- (1) 対象団体 五島市ブルーカーボン促進協議会（財政援助団体）
- (2) 所管部局 産業振興部（水産課）

第2 監査の結果について講じた措置

1 財政援助団体：五島市ブルーカーボン促進協議会

(1) 指摘事項

ア 旅行命令及び旅費について

旅行命令の用務場所が変更になったにもかかわらず、旅行命令書を変更していないため、旅費額計算書（請求書）及び領収書の内容とそれぞれ符合していない。旅行命令を変更した場合は、旅行命令書にその旨を記載すべきである。

また、旅費については、同一地域ではないにもかかわらず、日当の範囲内として請求していないため、支給額に不足額が生じている。このほか、食卓料の支給について、宿泊料に朝食代が含まれている場合において、食卓料2,200円から朝食代相当額700円を控除した額1,500円（夕食代）を支給していないものがある。五島市ブルーカーボン促進協議会会計処理規程（令和3年10月29日制定。以下「会計規程」という。）第12条に五島市職員等の旅費支給条例（平成16年五島市条例第48号）に準じた額を支給すると規定されているから、適

正な旅費を支給されたい。

【講じた措置】

旅行命令に変更があった場合は、旅行命令書にその旨を記載するとともに、旅行命令書と旅費額計算書（請求書）及び領収書の内容がそれぞれ符合しているか複数人で確認するよう、事務改善を図りました。

また、旅費の支給誤りについては、五島市職員等の旅費支給条例に準じて、適正な事務処理を行うよう、事務処理の確認・指示を行いました。

なお、旅費及び食卓料の未支給については、すでに補助金額が確定しているため、当事者への説明・了承を受け支給しておりません。

イ 支出事務について

藻場再生活動の賃金の支出伺に請求書がなく、支出金額を確認できる資料が添付されていないものがある。支出事務については、会計規程第9条「経理責任者は、支払を行うときは、請求書等により支払金額を確認の上、支出伺を作成しなければならない。」の規定に基づき請求書の提出を求めた上で、事務処理すべきである。

【講じた措置】

令和5年度会計から、支出伺に請求書を添付し支出金額を確認の上、支出事務を行うよう、事務処理の確認・指示を行いました。

ウ 日報について

藻場再生活動について、日報がないもの、また日報に時間及び氏名の記載誤りがあるものが散見された。日報は、請求金額の根拠となるものであるから、適切に整理すべきである。

【講じた措置】

活動内容と日報の整合性について、複数人で確認を行い、適正な管理を行うよう、事務改善を図りました。

エ 立替払について

請求書による支払ができないことを理由に立替払を行っているが、会計規程に立替払の規定はないから、必要に応じあらかじめ資金前渡の方法により支払い、精算すべきである。

【講じた措置】

資金前渡の方法により支払い、精算するよう、事務処理の確認・指示を行いました。

オ 契約事務について

契約書に印紙が貼付されていないもの、契約保証金の免除条項を誤っているもの、代表者の印鑑がないものが散見された。契約事務については、五島市準公金取扱事務処理規程（平成27年五島市訓令第4号。以下「準公金規程」という。）第5条第2項に基づき、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）を参考に事務処理すべきである。

【講じた措置】

契約事務については、準公金規程及び財務規則を参考に、適正な事務処理を行うよう、指導を行いました。

カ 委託契約について

五島市ブルーカーボン促進協議会の会員である請負業者のガンガゼ駆除実施場所モニタリング委託料395,100円については、意思決定した書類及び契約書がない。会計規程第10条に「契約をする場合は、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に準じた取扱をするものとし、1件15万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。」と規定されているから、委託に係る契約事務の透明性の確保を図るため、相手方が特定される場合には当該特定される理由を明確にして決裁を受けた上で、契約を締結すべきである。

【講じた措置】

財務規則に準じ、委託に係る契約事務の透明性の確保を図るため、相手方が特定される場合には当該特定される理由を明確にして決裁を受けた上で、契約を締結するよう、事務処理の確認・指示を行いました。

(2) 指導事項

ア 預金通帳及び銀行届出印の保管について

預金通帳及び銀行届出印を事務局長（産業振興部水産課長）の机で保管している。準公金規程第6条第1項第3号の規定により、預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行届出印は経理責任者が別に保管するなど、事故防止に努められたい。

【講じた措置】

預金通帳は、執務室内金庫へ保管し、銀行届出印は経理責任者（水産課長）の机の中で保管するよう、事務処理の確認・指示を行いました。

イ 支出事務について

支出何に添付されている請求書に、受付印がないもの、履行確認がなされていないもの、契約書の印鑑と請求書の印鑑が相違しているもの、代表者の役職名、

氏名及び代表者印がないものが散見された。会計規程第11条に「検査については、五島市財務規則に準じた取扱いをするものとし、綿密かつ公平に行い、支出伺に検査の記録を記載しなければならない。」と規定され、財務規則第100条が検査職員の職務について規定するから、支出伺には、適法な請求書を受領後、受付印を押捺の上、履行確認をして決裁を受けられたい。

【講じた措置】

財務規則第100条に準じ、適法な請求書を受領後、受付印を押捺の上、履行確認をして決裁を受けるよう、事務処理の確認・指示を行いました。

ウ 収入事務について

収入伺に内容を確認できる書類が添付されていない。準公金規程第5条第1項第2号に「支出伺及び収入伺は、証拠書類を添付して整理保管すること。」と規定されているから、収入伺には、その根拠となる内容を確認できる書類を添付して決裁を受けられたい。

【講じた措置】

収入伺に根拠となる内容を確認できる書類を添付して決裁を受けるよう、事務処理の確認・指示を行いました。

エ 勘定科目について

賃金の勘定科目に借上料を含めて計上しているもの、報償費などの勘定科目に支払に伴う口座振込手数料である役務費を含めて計上しているもの、委託費を賃金で計上しているものがある。勘定科目は、経費の内容及び状態を正確に把握できることで補助金の交付の対象となる事業種目及び経費の算定をすることにつながるから、各勘定科目の意味を整理・理解するとともに、チェック体制の構築及び強化が望まれる。また、「賃金」の勘定科目については、源泉徴収の必要性について福江税務署に確認し、源泉徴収不要な「報酬」との回答を受けたことを踏まえ、実態に合わせ見直すべきである。

【講じた措置】

勘定科目の意味について、担当者及び決裁者が再度確認を行い、チェック体制の強化を図りました。

また「賃金」の勘定科目については、「報酬」に見直しを行いました。

オ 補助金の交付申請書について

補助金交付申請書に添付している事業費内訳書について、当初予算要求資料を誤って添付したため、総会で議決された予算額と一致していない。事業費内訳書に誤りがないか確認の上、補助金の申請をすべきである。

ろ、産業振興部水産課（以下「水産課」という。）は、点検についての具体的実施方法を定めておらず、当該事務に従事していない職員による点検を受けていない。内部統制が有効に機能するよう準公金規程第6条第3項の規定に基づき適正に事務処理されたい。

このことについては、令和2年度財政援助団体等監査において同様の指摘をしたところであるから、情報の共有を図られたい。

【講じた措置】

準公金規程第6条第3項の規定による点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法について、規定を定めました。今後は、この規定に則って当該事務に従事していない職員による点検を受けるよう、事務処理の確認・指示を行いました。

(2) 意見

補助事業費の変更については、予算額が100%を超える変更があり、「軽微な変更」には当たらないから、事前に変更の承認を受けるよう1(2)キで指導したところである。補助金交付要領第5条第4項に定める「軽微な変更」については、事業計画の変更が「補助対象経費の〇〇パーセント以内の額の変更とする」などの基準を設けるよう検討されたい。

【講じた措置】

補助金交付要領の一部改正（令和5年3月7日施行 令和5年度予算にかかる補助金から適用）を行っており、規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、「事業種目における補助対象経費の総額の30%以内の額の増減であって補助金の額に増減が生じない変更とする。」と規定しております。